

もおしん DISCLOSURE 2017

ディスクロージャー誌



ごあいさつ

皆さまには、平素より真岡信用組合に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もここに、当組合についてより一層ご理解を深めていただきたく、平成28年度第66期の現況をとりまとめた「もおしん DISCLOSURE 2017」を作成いたしましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

さて、当組合は、協同組織金融機関の相互扶助の基本理念に基づき、地域を支える中小事業者や生活者等の立場に立ち、そのニーズにきめ細かく対応し、地域経済の発展に貢献する金融機関を目指してまいります。

平成28年度の我が国の経済は、日本銀行の金融緩和策や政府の経済政策を背景に、雇用や所得環境が改善し「緩やかな回復基調」が続きました。また、停滞していた家計部門においては、持ち直しの動きが遅れているものの、雇用情勢が良好な状態で維持されており、明るい兆しが出てきております。しかしながら、地方における中小企業にとっては経済効果が十分に及んでいないのが実情であり、依然として景気回復を実感するに至っておりません。当組合においては、マイナス金利政策の影響を受けて資金運用利回りが低下するなど、収益環境は厳しい状況にありますが、中小企業支援の伴走的な役割を担う金融機関として、さらに地域経済の推進役として積極的に対応し、地域に貢献してまいります。

このような状況のもと、預金積金については平成29年3月末の残高が835億7,852万円となり、前期比0.65%増加、また貸出金残高は太陽光関連融資及び事業性融資が伸び、373億3,548万円と前期比6.65%の増加となりました。収益面では貸出金利回りが低下する中、残高増加により貸出金利息は前期比0.15%増加となりました。一方で預け金、有価証券は低金利環境の影響から利息収入は減少し、当期純利益は1億1,511万円の計上となりました。また、経営の健全性を示す自己資本比率は12.13%と国内基準の4.0%を大幅に上回っており、不良債権比率も4.32%と高い健全性を確保しております。

人口減少が営業基盤の弱体化という深刻な経営課題となり、さらに高齢化に伴う中小企業・小規模事業者の減少による収益力の低下が懸念されます。このような多様な環境変化を踏まえ、当組合は自らの課題として地域経済の活性化、地方創生や取引先への各種支援に取り組んでおります。今後、信用組合の原点である「足を使った営業」を更に強化し、地域情報を活かし、資金ニーズを収集し、これに適切に対応出来る体制を作ります。地域におけるコミュニティバンクとして相互扶助の理念のもと、お客様との共通価値の創造に努めてまいります。引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年7月

理事長 塚田 義孝

トピックス

芳賀支店が新築移転オープンしました。

平成29年4月3日(月)に芳賀支店が新築移転オープンしました。
3日(月)、4日(火)にオープンイベントを開催し、大勢のお客さまにご来店いただきました。



芳賀支店 外観



オープンセレモニー テープカット



理事長あいさつ

もおしん「しんくみの集い」講演会の開催

平成29年3月21日(火)にフォーシーズン静風で「しんくみの集い」講演会を開催しました。

サッカーワールドカップ本戦で審判を務め、栃木県出身で那須信用組合に勤務していたことでも知られる相楽亨氏を招いて、「FIFA審判育成プログラムに学ぶ人財育成方法」について講演いただきました。

高いスキルを持つ審判を育成する選抜・育成プログラムを紹介したり、信組に勤務しながら憧れのワールドカップをめざして審判活動に汗を流した日々や、仕事を辞めプロ契約するまでのもしもの時に備え「中小企業診断士」の資格も取得したエピソードなど夢を叶えるまでの道のりをお話いただきました。



しんくみの集い

概要

■ 真岡信用組合の概要

(平成29年3月31日現在)

所在地	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
創立	昭和27年3月10日
出資金	554百万円
組合員数	14,356名
預金積金	83,578百万円
貸出金	37,335百万円
店舗数	6店舗
常勤従業員数	80人
営業エリア	栃木県真岡市、栃木市、小山市、宇都宮市、下野市、芳賀郡、下都賀郡、河内郡、塩谷郡高根沢町

■ 理事および監事の氏名

(平成29年6月末現在)

- 理事長／塚田 義孝
- 常務理事／豊田 光弘
- 常勤理事／渡辺 善美
- 常勤理事／瀬畑 渡
- 常勤監事／関 和雄
- 理事／田上 貴(*)
- 理事／林 純一(*)
- 理事／関口 勝義(*)
- 理事／塚本 裕昭(*)
- 理事／佐藤 政二(*)
- 監事／埴 喜夫
- 員外監事／矢板橋 文夫

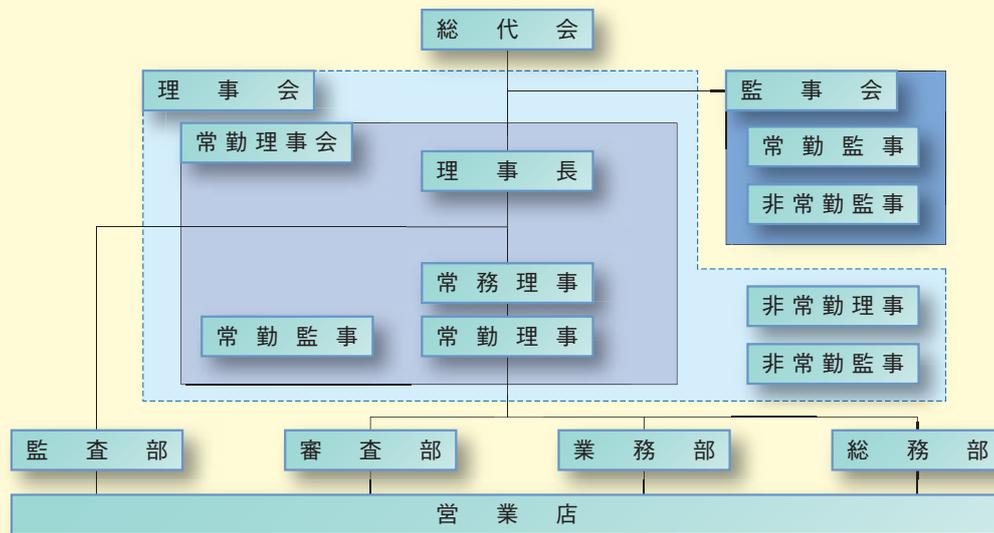
注) 当組合は、職員出身者以外の理事(*)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

■ 会計監査人の名称

(平成29年6月末現在)

- 公認会計士小川修事務所 公認会計士 小川 修

■ 組織図



■ 当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和27年3月10日／ 真岡市台町4,161番地において業務開始
初代理事長に塚田常吉 就任
- 昭和28年5月18日／ 本店を真岡市荒町1,100番地1に移転
- 昭和34年9月21日／ 益子支店開設
- 昭和36年8月24日／ 七井支店開設
- 昭和38年8月6日／ 芳賀支店開設
- 昭和50年7月17日／ 台町支店開設
- 昭和51年12月29日／ 預金残高 100億円達成
- 昭和58年3月31日／ 預金残高 200億円達成
- 昭和63年6月4日／ 理事長塚田常吉 会長に就任
二代理事長に塚田英一郎 就任
- 平成4年8月14日／ 預金残高 400億円達成
- 平成5年10月1日／ 日本銀行歳入復代理店認可
- 平成10年4月8日／ 荒町支店開設
同日、本店を真岡市並木町1丁目13番地1
に移転
- 平成10年4月30日／ 預金残高 500億円達成
- 平成10年6月19日／ 会長塚田常吉 顧問に就任
- 平成13年3月 / 創立50周年
- 平成15年12月15日／ 預金残高 600億円達成
- 平成18年3月 / 創立55周年
- 平成20年2月15日／ 預金残高 700億円達成
- 平成20年11月25日／ 荒町支店新築移転オープン
- 平成22年6月25日／ 理事長塚田英一郎 会長に就任
三代理事長に塚田義孝 就任
- 平成23年3月 / 創立60周年
- 平成24年12月17日／ 台町支店が長田支店へ名称変更し移転
所在地：真岡市長田187番地5
- 平成25年12月13日／ 預金残高 800億円達成
- 平成27年6月24日／ 会長塚田英一郎 相談役に就任
- 平成28年3月 / 創立65周年
- 平成29年4月3日／ 芳賀支店新築移転オープン

役員一覧

常勤役員



【左から】 瀬畑 渡(常勤理事)、豊田光弘(常務理事)、塚田義孝(理事長)、渡辺善美(常勤理事)、関 和雄(常勤監事)

非常勤役員



【後列 左から】 佐藤政二(理事)、埴 喜夫(監事)、矢板橋文夫(員外監事)
 【前列 左から】 関口勝義(理事)、田上 貴(理事)、林 純一(理事)、塚本裕昭(理事)

総代会について

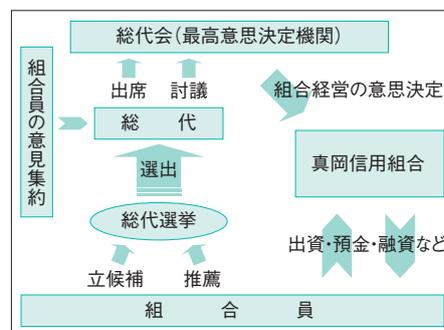
■ 総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員14,356名(平成29年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。また、当組合では、総代会に限定することなく、商工団体との意見交換会や総代の皆様との意見交換会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



総代会について

■ 総代の役割

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員100人以上から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっており、平成28年5月に改選されました。なお、当組合は地区(選挙区)を3つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(平成29年3月31日現在の組合員総数は14,356人)。

■ 第66期通常総代会の報告

第66期通常総代会は、平成29年6月27日(火)午後4時00分よりフォーシーズン静風にて開催されました。

下記の決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

○ 報告事項

第66期事業報告ならびに貸借対照表及び損益計算書報告の件

○ 決議事項

- 第1号議案 利益剰余金処分案について承認を求める件
- 第2号議案 平成29年度事業計画及び収支予算案について承認を求める件
- 第3号議案 任期満了による理事改選の件
- 第4号議案 組合員の除名に関する件



第66期通常総代会

■ 総代のご紹介

(敬称略・順不同・平成29年6月末現在)

総代氏名													
真岡地区(本店、長田支店、荒町支店の所轄地域)			総代定数：52名				総代数：51名						
木村 慎太郎◆	久保 明久④	鹿沼 正司②	上野 裕②	川崎 寛章①	秋山 康雄③	大瀧 和弘③	酒寄 光男④	石田 順一④	細野 美貴②	山口 茂美⑦	高松 恒夫⑥	入江 一守①	猪瀬 住之②
樋口 信之③	齋藤 敏彦②	入江 竹司◆	加藤 敏夫⑤	館野 正弘④	岩崎 鶴吉⑨	仲島 信男②	上野 徳浩⑨	福田 慎⑦	青山 守男④	野澤 靖②	飯塚 正也◆	蓬田 辰男⑧	樋口 貴則②
暮田 紳一郎③	海老原 恒光③	久保 恵一③	中川 栄一郎①	松本 孝市①	柴山 和之③	秋山 利之③	石坂 茂紀②	神保 吉房⑦	菊島 達雄⑦	渡辺 正⑩	横田 透③	山口 久一郎③	細島 鉄夫②
柳田 耕太②	伊藤 健①	上野 稔④	大幡 寛⑩	穂山 善勇⑥	藤枝 光充⑥	久保 浩彦◆	太田 耕造⑨	松本 弘行①					
益子地区(益子支店、七井支店の所轄地域)			総代定数：30名				総代数：30名						
塚本 倫行③	柳 廣明①	大塚 和美①	塚田 光市⑧	萩原 新也⑦	関 幸一③	塚本 和也⑥	飯塚 隆⑧	篠原 泰三③	大畑 和広④	鍛冶浦 豊④	鈴木 久仁章◆	酒寄 元吉④	山本 修一⑥
大塚 啓栄⑧	佐久間 藤也②	大山 正樹①	大塚 久男④	平野 良和⑩	柳 一己①	岩崎 秀樹①	茂垣 茂③	荒山 昌久②	岩崎 信⑥	清水 益栄②	細野 廣美③	大岡 正四◆	高田 実⑨
藤澤 通之⑤	福田 重孝◆												
芳賀地区(芳賀支店の所轄地域)			総代定数：18名				総代数：18名						
小林 久人③	荒川 守③	永島 富夫⑧	小玉 裕一①	小松 幸一①	大林 栄一⑥	磯 親悦④	小筆 純男④	堀内 一浩①	水沼 孝夫②	鈴木 彰一①	水沼 正①	古谷 好正③	稲延 和幸③
小金 幹典①	矢口 實①	塩田 秀樹③	鈴木 義恵⑨										

(注) 1. 氏名の後に就任回数を記載しております。

2. 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

■ 総代の属性別構成比

(平成29年6月末現在)

職業別	個人 8.1%、個人事業主 15.1%、法人役員 76.8%
年代別	30代 2.0%、40代 10.1%、50代 26.3%、60代 31.3%、70代 25.3%、80代 3.0%、90代 2.0%
業種別	サービス業 22.0%、小売業 22.0%、建設業 16.5%、不動産業 9.9%、製造業 8.8%、教育・学習支援業 3.3%、加工業 3.3%、その他 14.2%

※業種別は、法人役員、個人事業主に限る。

地域貢献

■ 取引先への支援状況等

○もおしん経営塾

当組合の営業エリアで次世代の経営者や幹部を対象に第1期生を募集しました。72名の申込みをいただき、セミナー講師は株式会社タナベ経営で、全4回のカリキュラムで実施しました。

引き続き経営者のスキル向上や異業種のネットワークづくりの場とすることを目的として、平成29年7月11日(火)にフォーシーズン静風で第2期もおしん経営塾を発会します。



もおしん経営塾

○信用組合連携協力に関する協定

当組合は平成28年12月21日(水)に第一勧業信用組合(東京)と連携協力に関する協定を締結しました。

この締結により、両信用組合の組合員が行う事業の相互利用促進・販路拡大、利便性向上を支援していきます。また、地域の産業復興に寄与することにより地域貢献・活性化を図ります。

・主な取り組み

第一勧業信用組合本店(東京)にて商談会を実施し、取引先で2社参加しました。



○「ものづくり企業展示・商談会2016」の共催

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした第6回目となる「ものづくり企業展示・商談会2016」を、足利銀行が主催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県と栃木県信用保証協会が共催し、平成28年11月17日(木)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。

この商談会には当組合でお取引いただいている企業4社が出展いたしました。

○「とちぎ食の展示・商談会2017」の後援

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした第8回目となる「とちぎ食の展示・商談会2017」を、足利銀行が主催、栃木県が共催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県信用保証協会などが後援し、平成29年2月8日(水)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。

当組合は、今後もお客さまのニーズにあったビジネスマッチングの機会を提供してまいります。

■ 地域サービスの充実

○もおしんインターネットバンキング

「もおしんインターネットバンキング」は各種取引照会、振込振替、総合振込、給与・賞与振込などがご利用になります。

また、平成29年1月16日(月)からは「税金・各種料金払込サービス」(Pay-easy(ペイジー))の取扱いも始めました。

セキュリティ対策も行っており、安心してご利用いただけます。

**もおしん
インターネットバンキング**

1. 簡単 新たな機能や取引内容も導入する際だけでなく、インターネットを通じてできる取引が豊富に、ご利用いただけます。

2. 便利 事務用だけでなく、個人用や入出金履歴の閲覧、振込・振替、給与振込、給与(賞与)振込が行えるだけでなく、振替簿の取扱いも可能です。

3. 経済的 振込手数料は窓口よりお安くご利用いただけます。経済効果が期待できます。

4. 安心 ワンタイムパスワードは、オンライン取引でもご利用いただけます。

サービス内容のご案内

【各種取引照会】 ご登録いただいたご利用の残高や入出金履歴を簡単に確認いただけます。

【振込振替】 振替簿を登録すれば、振込にもお振込みが可能です。振込金額や振込先から、お振込履歴の2重確認からご安心いただけます。

【給与・賞与振込】 ご登録いただいたご利用の残高から、簡単に給与振込や賞与振込、振込先、振込金額を指定し、振込の振込先一覧で行うことができます。

【総合振込】 ご登録いただいたご利用の残高から、簡単に振込先や振込額、振込先、振込金額を指定し、振込の振込先一覧で行うことができます。

・もおしんインターネットバンキングをご利用いただくには、当組合に当組合の振込先を登録する必要があります。
・インターネットが接続できる環境とメールアドレスが必要となります。
・利用手数料については、法人・個人事業主のみ、月額1,200円(税込)を毎月お振込みいただく必要があります。なお、振替簿、給与・賞与振込サービスはご利用できません。振込手数料は、振込先ごとに振込手数料をお支払いいただきます。
・給与(賞与)振込先は必ず振替簿を登録いただく必要があります。振替簿のみが登録となります。

真岡信用組合

○当組合ATM手数料が終日無料

もおしんのキャッシュカードなら当組合ATM手数料が終日無料となります。土日祝も無料でますます便利になりました。

**もおしん
のキャッシュカードなら
当組合ATM終日無料!**

セブン銀行ATMなら
平日 8:45~18:00
土曜 9:00~14:00

手数料 **0円**
時間外でも**108円**

○とちまるネット(ATM地域連携)

栃木県内7つの金融機関(真岡信組・那須信組・足銀・栃木信金・佐野信金・大田原信金・烏山信金)が提携し、平日(8:45~18:00)のATMお引き出し手数料が無料となっております。

■ 文化的・社会的貢献に関する活動

○「しんくみピーターパンカード」の寄付金を寄付

平成28年9月2日(金)、当組合と那須信用組合、全国信用協同組合連合会、(株)オリエンコーポレーション、栃木県信用組合協会の5団体の協力で、真岡市こども発達支援センターひまわり園に「しんくみピーターパンカード」の寄付金13万円を寄付しました。



○「愛の献血活動」の実施

平成28年9月7日(水)、平成29年2月16日(木)の両日、本店駐車場において献血活動を行いました。

当組合職員のほか、近隣住民の方からもご協力いただきました。



○「振り込め詐欺等撲滅キャンペーン」の実施

平成28年9月3日(土)に真岡市、益子町、芳賀町のスーパー7カ所、真岡警察署のご協力をいただき「振り込め詐欺等撲滅キャンペーン」のチラシを配布し、注意を呼びかけました。今後も被害を防ぐように、お客様への声掛けを実施してまいります。

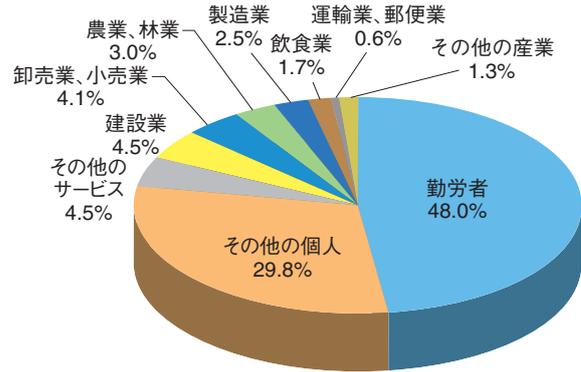
概要

■ 組合員の推移

(単位:人)

区分	平成27年度末	平成28年度末
個人	13,016	13,291
法人	1,031	1,065
合計	14,047	14,356

■ 組合員の業種別構成



事業方針

基本方針

地域の発展に奉仕します

協同組織金融機関の基本理念をもって、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ、信頼される組合を目指す。

経営方針

1. 地域密着型金融の推進

地域の中小企業ならびに地域生活者の幸せのため、金融による地域貢献および社会貢献活動を行う。

◆ ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮

継続的な取引関係を通じて、財務面のみならず事業面においても課題等を把握・分析し、必要に応じて外部機関等の積極的な活用。

◆ 地域経済の活性化への貢献

利用者や地域の関係機関等との日常的継続的な接触による地域情報の収集や、ノウハウ、人材の蓄積等に努める。

◆ 地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域密着型金融の取組みに関して、地域や利用者に対して積極的に情報発信をする。

2. 堅実経営の堅持

経営の健全性を堅持し、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を自覚して社会的信用を高める。

◆ コンプライアンス経営の推進

経営の健全性を高め社会からの信頼をより確かなものにするため、常にコンプライアンスを念頭に置き健全経営に努める。

◆ 営業基盤の強化

当組合をメイン取引金融機関とする顧客を増やし、また、地域経済を支える事業先との取引、当組合を支える組合員を増強することで強固な営業基盤の構築を目指す。

3. 収益力の強化

良質な運用資産の増加と経営の効率化を推し進める。

◆ 融資推進の強化

顧客との取引を深めるとともに融資情報の収集に努め、量的拡大のための事業資金、安定した収益源となる個人ローンの獲得に繋げる。

◆ 役務収益の拡大

顧客との取引深耕による保険販売促進・為替取引・口座振替取引の掘り起こしを行い、役務収益増強に努める。

◆ 資金運用の強化

預貸金のバランス、市場動向、金利リスク等を検討しつつ、収益を確保すべく効率的な資金運用を目指す。

◆ 不良債権の改善

適正な償却引当の実施、取引先への経営支援等により不良債権の改善を目指す。

4. リスク管理態勢の確立

金融機関が抱える各種リスクを把握し、リスクとリターンおよび所要自己資本を適切に維持するため、統合的リスク管理態勢を構築する。

◆ 統合的リスク管理態勢の構築

リスクを総体的に捉えようとして経営体力(自己資本)と比較・対照する統合的リスク管理態勢の構築に努める。

5. 人材育成

役職員一人ひとりが高度化・多様化する顧客ニーズに適切に対応していかなければならず、研修会の実施等により融資能力の向上、業務能力の向上、さらに資格取得の奨励等による金融知識の習得を図り、業務能力の強化に努める。

◆ 人材育成体系の整備

人材育成計画の中でどのような資格取得、自己啓発を実施すべきかを検証、人事考課へ反映する。

◆ 融資推進能力の向上

「顧客を知る、顧客の事業を知る」ことにより消費者ニーズを収集し、顧客が要望しているニーズに対応できるコンサルタント能力を持つ職員の育成を行う。

◆ 金融知識の習得

外部研修への参加、当組合内での内部研修の実施等による能力向上、また、資格取得等の積極的な自己啓発により、顧客より信頼される職員育成を目指す。

当組合のビジネスモデル

当組合は小規模金融機関です。小さい金融機関だからできる事、それは 地域とのふれあいを大切にし、お客様に寄り添い、スピーディに、そしてきめ細やかな金融サービスを行うことです。

◆ 定期積金を切り口に足を使った営業

『私達は足を使って毎月1回訪問するのが強み。訪問を重ねることで信頼関係を築き情報を得、これを活用して融資につなげる。定期積金は残高やコストを考えるのではなく、情報を得るための手段と考えるべき。スピードをもって。』

経営状況

■ 主要な経営指標

● 預金・貸出金の推移

預金の状況

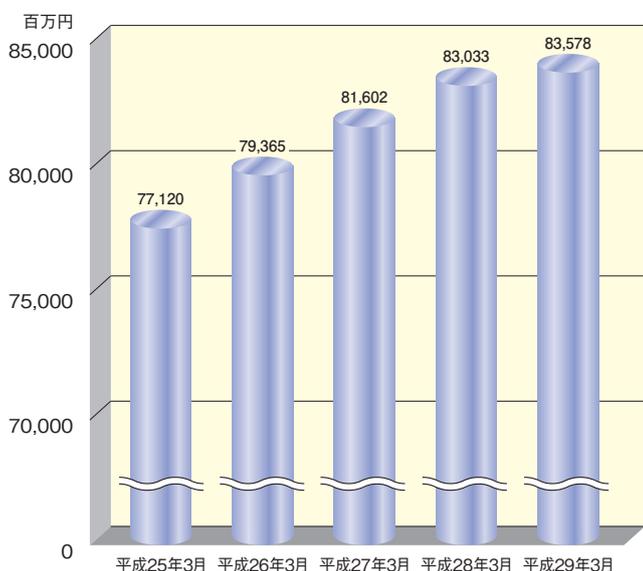
■ どの地域から預かっていますか？

当組合は、協同組織金融機関の相互扶助の基本理念のもと、地域密着型の金融機関として、営業エリア内に居住される方と、事業を営まれる中小事業者、そこに勤務される方々を対象に営業しております。

■ どのような方から預かっていますか？

当組合とお取引いただいております方々は、勤労者、年金受給者、農家、各種の中小事業者など、各営業店の近くで、その地域と深い関わりを持って生活されていらっしゃる方々ばかりです。3月末で預金のお取引先は33,039人の個人の皆様と、2,151先の法人等となり、預金残高は普通預金を中心に5億円増加し、835億円となりました。

預金積金



貸出金の状況

■ どのように運用されていますか？

お預かりしておりますご預金は、「貸出金」として営業エリア内の中小事業者や事業経営者、勤労者の方々にご融資しております。

また、いつでも皆様の普通預金や当座預金などのお支払いに応じられるよう、「支払準備資金」として安全で堅実な系統機関への「預け金」、国債や地方債、また一定水準以上の高い格付けの事業債などに投資し、安定した利息収入の確保を目指し運用しております。

■ どのような方に融資されていますか？

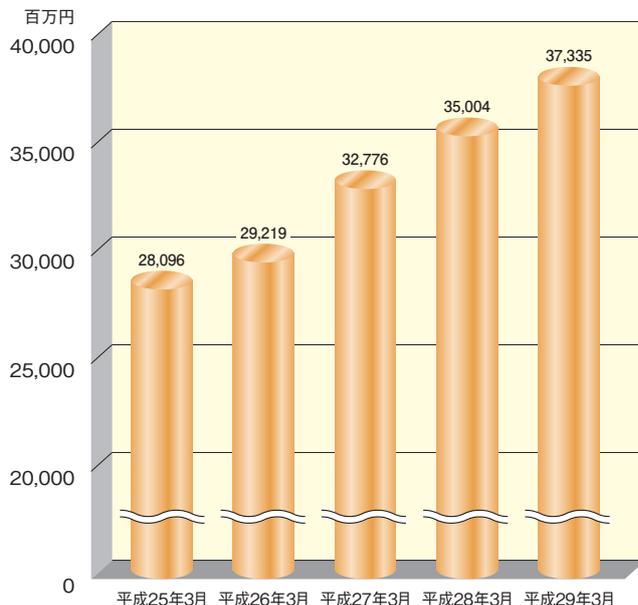
製造業や小売業、サービス業など中小企業に対する貸出金が65.1%、勤労者・個人世帯などへの貸出金が34.9%となっております。

ご融資のうち中小事業者向けの事業資金の使途は、工場建設資金や機械設備資金などのいわゆる「設備資金」と、手形の割引や商品の仕入れ資金などの「運転資金」です。

また、勤労者の多くの方々には、主に「住宅関連資金」や「生活関連資金」として幅広くご利用いただいております。

3月末の貸出金残高は太陽光関連などの事業性融資が伸び、373億円となりました。

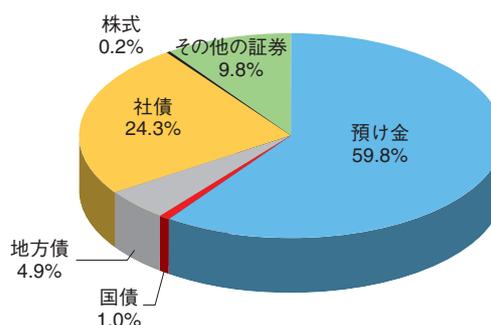
貸出金



貸出金以外の運用について

当組合は、お客さまからお預かりしておりますご預金は、「貸出金」としてのご融資のほか、預け金や有価証券等により運用を行っております。

このうち、預け金は主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は国債、地方債をはじめ社債など高格付けの債券を中心に運用しております。



平成29年3月末残高

預け金 37,542百万円
有価証券 25,225百万円

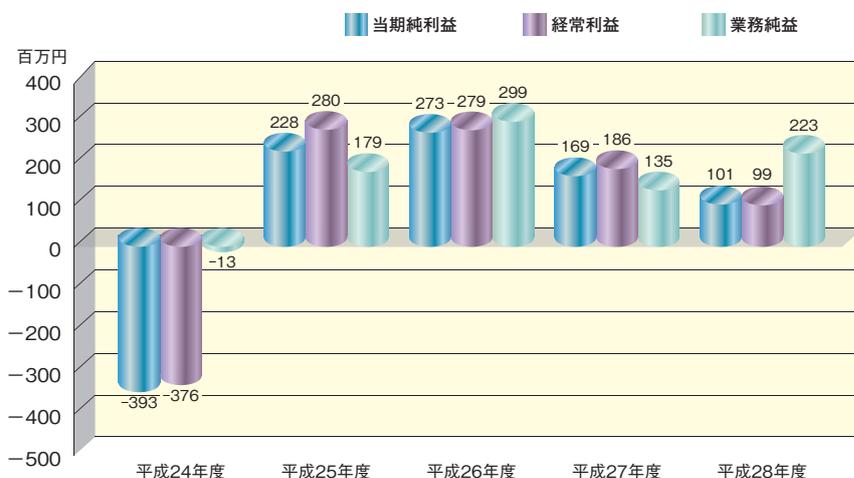
経営状況

● 当期純利益、経常利益、業務純益の推移

業務純益は、預金・貸出金・有価証券利息などの収支である「資金利益」、各種手数料の収支である「役務取引等利益」、債券などの収支である「その他業務利益」を合計した「業務粗利益」から、「経費」および「一般貸倒引当金繰入額」を差し引いたものです。信用組合の本来的な業務に関する収益力を表しており、一般企業の「営業利益」にあたります。

経常利益は、「経常収益」から「経常費用」を差し引いたものです。

また、当期純利益は「経常利益」にその年限りの特別な利益や損失を加減して、税金を差し引いた後の最終的な利益のことです。



■ 預り資産の状況

● 預り資産(個人向け国債、個人年金保険等)の状況

多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えし、個人向け国債・個人年金保険等の取扱商品を拡充いたしました。今後も経済情勢、金利動向を踏まえお客さまの資産運用のお手伝いをしてまいります。



● 自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本比率は、信用リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産)等に対して、出資金などの自己資本がどれだけあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないというような場合には、自己資本を取り崩して処理することとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、経営が困難となってきます。また、金融機関には自己資本比率規制が課せられております。

自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって、経営の健全性を確保しようとするもので、重要な指標の一つとなっています。国内のみで営業を行う金融機関は4%以上の自己資本比率が求められております。

平成28年度は当期純利益の計上から自己資本が増加、またリスクアセットも貸出金を中心に増加したことから、自己資本比率は12.13%となりました。引き続き国内基準の4%を大幅に上回っており、健全な財務内容であることに変わりありません。



●『資産自己査定債務者区分』と『金融再生法開示債権』・『リスク管理債権』及び償却・引当方針

資産自己査定 (対象債権：総与信)		金融再生法開示債権 (対象債権：総与信)		リスク管理債権 (対象債権：貸出金)		償却・引当方針
債務者区分		区分		区分		
破綻先 実質破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破綻先債権		個別貸倒引当金 担保・保証等による保全のない部分に対して100%を償却・引当
破綻懸念先				危険債権		
要 注 意 先	要管理先	要管理債権 (貸出金)		3ヶ月以上延滞債権		一般貸倒引当金 過去の貸倒実績に基づいた3年分の予想損失額を引当
	その他要注意先			貸出条件緩和債権		
	正常先	正常債権				過去の貸倒実績に基づいた1年分の予想損失額を引当

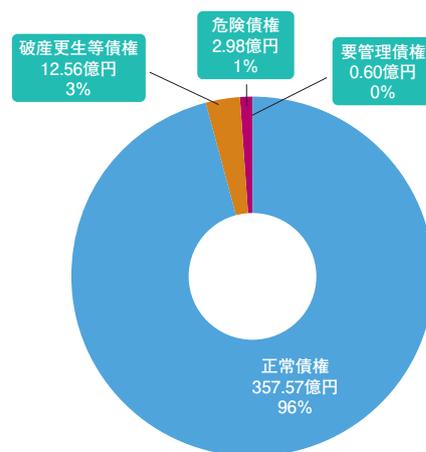
*総与信とは、貸出金と貸出金に準ずる債権(未収利息、仮払金、債務保証見返等)を含んだ合計額です。

●金融再生法開示債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,100	1,256	156
危険債権	305	298	△ 7
要管理債権	76	60	△ 16
正常債権	33,552	35,757	2,205
合 計	35,035	37,372	2,337
債権に占める不良債権の割合	4.23%	4.32%	0.09%

金融再生法開示債権の構成比率



●リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	増減
破綻先債権	56	32	△ 24
延滞債権	1,349	1,522	173
3ヶ月以上延滞債権	22	1	△ 21
貸出条件緩和債権	54	59	5
非開示債権	33,521	35,720	2,199
合 計	35,004	37,335	2,331
貸出金に占める割合	4.23%	4.32%	0.09%

●不良債権額・不良債権比率の推移

資産の健全性による経営体質の強化を重点施策と位置づけております。

金融再生法開示債権は貸出金・未収利息・債務保証見返等全ての債権(但し、要管理債権は貸出金のみ)について、厳正、厳格な自己査定を実施した結果に基づいております。

不良債権は平成28年度(平成29年3月末)16.15億円ありますが、このうち5.26億円は担保や保証で、9.79億円は貸倒引当金を計上しております。

不良債権に対する保全率は93.2%と資産の健全性は十分に確保しております。



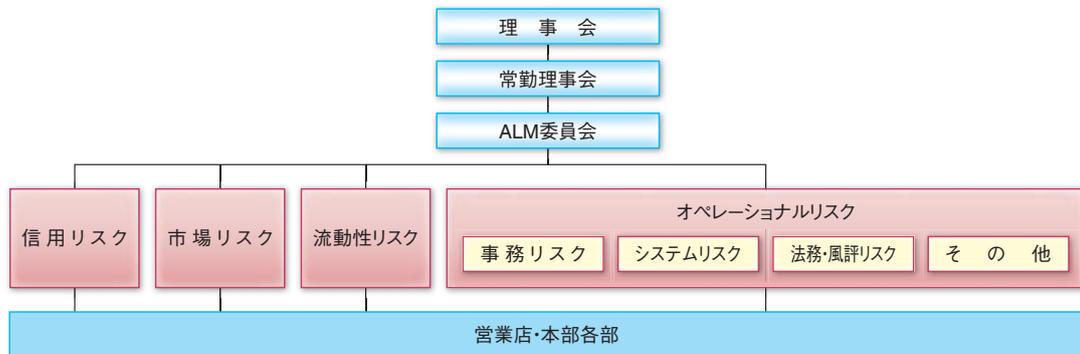
リスク管理態勢

金融機関を巡る経営環境のさまざまなリスクが高度化・複雑化するなか、これらのリスクを適格に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっております。

そこで当組合では、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、「ALM委員会」の定期的な開催などにより、各リスクをより

正確に把握・分析し適正にコントロールしております。さらに内部管理態勢として、監査部では経営と業務の健全性を確保するため、本部及び営業店の内部管理の適切性、有効性を検証し問題の発見とともに評価やその改善手段の提言を行っております。

■ リスク管理体制図



■ 信用リスク管理態勢

● リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、債務者、有価証券の発行者等相手方の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準書」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■ 市場リスク管理態勢

● リスク管理の方針及び手続きの概要

組合のバランスシート(資産・負債)は、その大半が預金や貸出金、有価証券等の金融商品で占められておりますが、これらの金融商品には、金利や株価、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク(市場関連リスク)があります。こうした市場関連リスクは、場合によっては損失をもたらしますが、一方でリスクが大きいほど収益が増大する可能性も持ち合わせております。したがって、収益をあげるためには、許容範囲内で一定のリスクを取っていくことが必要になります。ただし、予期せぬ市場変動によりリスクが顕在化し、組合に多額の損害を与えるような

ことがあってはなりません。そのためには、リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくことが必要になります。

当組合では、市場関連リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場関連リスクの統合管理を行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR等のリスク指標を活用して、定期的にリスクのモニタリング・分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、定期的に理事会へ報告しております。

■ 流動性リスク管理態勢

● リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、金融機関として健全な経営体質を維持し、お客さまから信頼されることが基本であると認識し、管理態勢の強化に努めております。

資金繰り管理担当部署が日々、運用と調達状況を管理し安定的な資金繰りの確保に努めております。ALM委員会ではリスク量の把握や資金繰りのチェックを行い、定期的に理事会へ報告しております。

また、不測の事態が生じた際の対応策を定めるとともに、資金調達にも即時に対応できるよう体制整備を図り、万全を期しております。

■ オペレーショナルリスク管理態勢

● リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクなどをいいます。

① 事務リスク管理

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスクについては、本部各部が事務の厳正化、効率化に努めております。事故の未然防止のために監査部による監査を営業店、本部に対して実施しているほか、各店舗においても毎月店内検査を行っております。さらに、営業店への臨店事務指導や各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

また、多様化・複雑化した金融商品の増加に伴い、お客様に商品内容をよくご理解していただき、安心してご利用いただけるよう適切かつ丁寧にご説明するよう心がけております。

② システムリスク管理

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。当組合が加盟しているSKCセンターでは、災害、回線障害

やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。

また、顧客データに関しては、個人情報保護規程に基づきお客様の情報は適正な方法で入手し、厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

③ 法務リスク管理

組合の運営やお客さまとの取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為（コンプライアンス違反行為）が発生し、信用失墜や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、法令等遵守の徹底については最重要項目として取り組んでおります。

④ 風評リスク管理

金融機関自身の行為や状況、および第三者の行為により生じた風評などによって損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、このリスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては担当部署が速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

■ 統合的リスク管理

金融機関が顧客からの信頼を得るには、高い健全性を維持することが必要となります。そのためには、自己資本の充実度をリスク対比で検証するとともに、リスクテイクを経営体力の範囲内に抑制して、経営の健全性を確保することが必要です。

自己資本は、リスクが顕在化したときの最後の拠り所であり、期間収益を超える損害を被ったときは、自己資本を取り崩してその損害を埋めなければなりません。したがって、金融機関がとることのできるリスク量は、備えである自己資本の多寡によって制約されます。より大きなリスクを取るには、自己資本の充実が求められます。

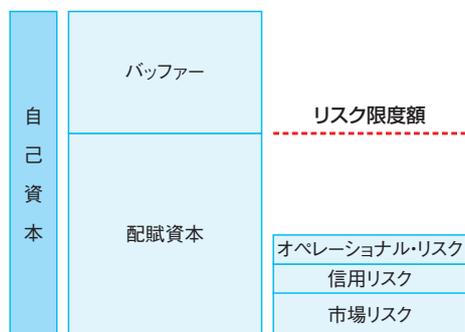
金融機関は、リスクが顕在化して自己資本を毀損することがあっても、自己資本比率4%を割り込む事態は回避しなければなりません。そこで、リスク量の限度となる指標は、自己資本比率4%の水準に必要な自己資本（バッファー）を控除した額（配賦可能自己資本）が考えられます。しかし、当組合では『最低でも自己資本比率6%を維持する』との考えから、バッファーは

6%に設定しております。

リスク管理のうえで、配賦可能自己資本から信用リスクとオペレーショナルリスクを差し引いて残った自己資本で市場リスクをカバーするものとしてリスクリミットと位置付けています。リスク量がリスクリミットに抵触しないように運用することで、リスクが顕在化した場合における経営危機を回避することにつながります。リスクの計量化は、一般的な方法であるVaRによって算出されたリスク量としております。

なお、市場リスクを管理する上で、リスクリミットに至る手前での警告水準（アラームポイント：リスクリミットの90%）を設け、リスクリミット超過を事前に回避するための対応を検討するようにしております。

計測した内容は月次でALM委員会に報告し、アラームポイント、リスクリミット抵触時には、ポジションの変更や損切り等のリスク削減策の検討が行われる仕組みとなっております。



《リスク量の計測方法》

- 信用リスク
バーゼルⅢにおける標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額の1.5%相当額
- 市場リスク
保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 1年間
- オペレーショナル・リスク
バーゼルⅢにおける基礎的手法により算出した額
(直近3年間の業務粗利益の平均値 × 15%相当額)

■ 法令遵守体制

信用組合は、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」などをはじめとする各種法令の適用を受けております。当組合は、金融機関として社会性・公共性に対する信頼性を損なうことがないよう遵守すべき法令に従い、企業倫理を実践できる体制の整備に取り組んでいます。

具体的行動規範の「コンプライアンス・マニュアル」や具体的実践計画の「コンプライアンス・プログラム」を制定し、役職員一丸となってこれに取り組み、リスク管理体制の確立とともに経営の重要課題として位置づけています。

■ 顧客保護管理体制

当組合では、与信取引に関する適切かつ十分な説明、情報漏えい防止のための管理、その他金融機関の業務に関して顧客保護や利便性の向上のための適切な業務の管理に十分留意しています。

《 顧客保護等管理方針 》

- ・当組合は、法令ルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
- ・当組合は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ・当組合は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
- ・当組合は、お客様の情報を、適切かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- ・当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適正に行われるよう、努めてまいります。

《 金融商品に係る勧誘方針 》

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を行います。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報提供と商品の勧誘を行います。

2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の内容やリスク等の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、断定的な判断の提供や事実と異なる説明など、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 当組合は、深夜や早朝などの不適切な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、お客様に対し適切な勧誘ができるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上や組合内におけるルールの整備に努めます。

《 個人情報保護宣言 》

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載し、本店及び各支店窓口等に掲示(備付け)することにより、公表します。

詳細はホームページをご覧ください。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者(又は総務部)により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の種類

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署(総務部)を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることで講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、

組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問い合わせ窓口までご連絡下さい。

〔お問い合わせ窓口〕

真岡信用組合 総務部 電話番号：0285-82-3496
(受付時間9:00～17:45 ただし、当組合の休業日を除く)

当組合の保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2)「前記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ① 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金(一時金形式) : 1保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金(年金形式) : 月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金 : 5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】*合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金 : 1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】
*合計40万円

- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

真岡信用組合 総務部 電話番号：0285-82-3496
受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、栃木県銀行警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	52	85
監事	9	15
合計	62	100

注1. 上記は、協同組織による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事は9名、監事は5名です(退任役員を含む。)

3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、監事1百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足いただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「総務部」をお願いいたします。

総務部

住 所：栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
 電話番号：0285-82-3496
 受付時間：午前9時～午後5時
 （土日・祝日および金融機関の休日を除く）

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話 番 号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

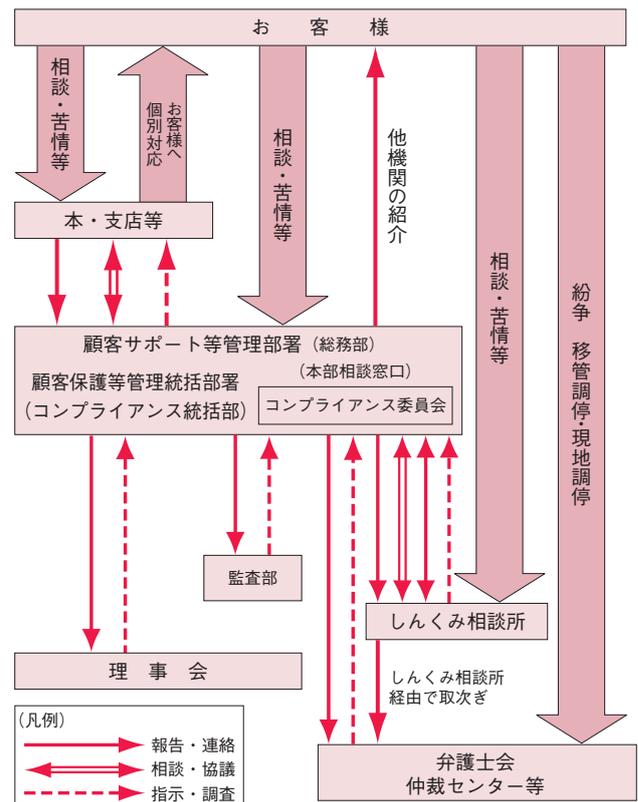
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-0031	
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	
ホームページ	http://www.toben.or.jp/bengoshi/kaikeitsu/index.html	
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3595-8588	
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	
ホームページ	http://www.ichiben.or.jp/consul/discussion/cyusai/index.html	
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-2249	
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00	
ホームページ	http://niben.jp/soudan/service/chuusai/	

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人 生命保険協会)	そんぽADRセンター (一般社団法人 日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
電 話	03-3286-2648	0570-022808
受 付 日 時 間	土・日、祝日、年末年始を除く 9:00～17:00	月～金 (祝・休日、年末年始を除く) 9:15～17:00

－ 当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。－

- お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

当組合の苦情受付・対応態勢（2016年4月1日現在）



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

■ 経営改善支援等の取組み実績

(単位:先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善 支援取組み率 (a/A)	ランクアップ 率 (β/a)	再生計画 策定率 (δ/a)
うち経営改善支援取組み先数 (a)		aのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 (β)	aのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先数 (γ)	aのうち再生計画 を策定した先数 (δ)			
214	18				0	18	18

(注)1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2.期初債務者数は平成28年4月当初の債務者数です。

3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4.「 a (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は a には含みませんが β には含んでおりません。

5.「 a のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6.「 a のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 a のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

■ 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合の中小企業の経営支援の取組み方針は、従来と変わらず地元で事業を営む中小企業事業者等に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことの重要性を認識し、お客様と目線を合わせ貸付の条件変更等の申込手続き、経営課題等に対して、適切かつ積極的に取り組んでまいります。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

各営業店に経営支援の相談窓口を設置し、お客様の経営相談・経営改善等に対応させていただいております。(平日9:00~15:00)また、審査部内に平成25年4月より経営支援の管理部門を設置、専担者を配置し、各営業店担当者とともに経営支援に取り組んでおり、「TKC全国会」栃木支部、中小企業診断協会栃木支部と業務提携をしております。また、栃木市・小山市・真岡市を対象地域とした地域プラットフォームへの参加、地域建設産業活性化支援事業に関するパートナー協定の締結、栃木県事業引継ぎ支援センターへの参加により対応しているところです。

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新事業支援面では、平成25年度に創業・新事業支援についての覚書を真岡商工会議所、栃木県商工会連合会と締結いたしました。創業及び起業の事業資金に対する融資実行、各商工団体との連携を強化し創業・新事業支援に取り組んでおります。成長段階における支援は、取引先のライフサイクルに応じた対応に取り組み、特に成長分野への金融支援、販路拡大(ビジネスマッチング・商談会等)支援、経営改善、事業再生、業種転換等の支援では、経営改善計画策定支援、外部機関の専門家を活用することにより支援に取り組んでおります。

● 創業・新規事業開拓の支援

創業・新事業支援については、起業されるお客様へ公的補助制度、制度資金の利用を含め事業資金の融資を行っております。また、新規事業の資金需要については積極的に取り組んでおります。

● 成長段階における支援

成長段階への支援の取り組みは、お客様の資金ニーズに合わせ積極的に取り組むところであり、担保・保証に過度に依存しない融資の姿勢で対応しております。また、ビジネスマッチング等による取引先の販路拡大の支援、外部機関の専門家を活用した支援を図っております。

● 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生の支援については、経営改善計画策定支援、貸付のリスケジュール、改善計画策定後のフォローアップを主に取り組んでおり、外部機関(中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター、経営サポート会議等)の制度・機能を活用するとともに、コンサルティング機能を強化して対応を図っております。また、平成25年8月に事業再生を目的としたとちぎネットワークファンドが設立され、構成機関として参加いたしました。

(平成28年度経営改善支援先18先)

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例(平成28年度)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
①地域の医療機関として地域に貢献している医療法人から、既存貸出の個人保証契約解除の申請がありました。同法人は、経営基盤が安定しており、収益力も十分に認められ、事業規模からも法人個人の経営分離がなされていることから個人保証は不要と判断しました。
②卸売業者から、代表者の個人保証免除の申請がありました。同社の経営状況は安定推移しており、每期利益計上し、会社経営は法人個人が分離されている。
2. 取組み内容
①地域医療への貢献が十分に見込め、経営状況は良好であり、また、事業規模からも問題は無いと判断し、既存貸出の個人保証契約を解除し、新規貸出についても、個人保証を徴求せず対応しております。
②同社の事業規模・法人個人の経営分離状況・経営状況等を検討し、与信総額の内、一定額を上限とし代表者保証を免除することとしました。今後の上限額は同社の経営状況を精査し更に検討することとしました。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	平成27年度	平成28年度
新規に無保証で融資した件数	0件	3件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0%	0.66%
保証契約を解除した件数	0件	6件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

■地域の活性化に関する取組状況

当組合の地元企業の活性化の取組みは、真岡商工会議所との共催で毎年「中小企業会計普及セミナー」の開催、TKCとの提携により中小企業経営者セミナー「経営者塾」を開催しました。また、「ものづくり企業展示商談会」の共催、「栃木食の展示商談会」の後援により、取引先への参加活動を行っています。平成25年9月、今後成長が見込まれる農林漁業の6次産業化へ取り組む「とちまる6次産業化成長応援ファンド」が設立され、構成機関として参加いたしました。

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
	平成27年度	平成28年度
(資産の部)		
現金	949,816	788,474
預け金	34,072,398	37,542,183
有価証券	26,486,283	25,225,181
国債	214,180	656,250
地方債	3,317,819	3,095,169
社債	16,336,740	15,221,838
株式	21,900	121,900
その他の証券	6,595,644	6,130,023
貸出金	35,004,466	37,335,485
割引手形	59,705	55,636
手形貸付	2,944,487	2,952,440
証書貸付	30,420,531	32,845,465
当座貸越	1,579,741	1,481,943
その他資産	537,770	521,326
未決済為替貸	3,545	3,420
全信組連出資金	200,000	200,000
未収収益	160,498	151,043
その他の資産	173,726	166,862
有形固定資産	1,180,774	1,437,206
建物	607,375	555,694
土地	438,824	437,431
建設仮勘定	17,724	323,130
その他の有形固定資産	116,850	120,950
無形固定資産	2,579	2,579
その他の無形固定資産	2,579	2,579
債務保証見返	3,281	9,024
貸倒引当金	△ 910,880	△ 1,040,059
(うち個別貸倒引当金)	(△ 878,506)	(△ 974,790)
資産の部合計	97,326,491	101,821,401

科 目	金 額	
	平成27年度	平成28年度
(負債の部)		
預金積金	83,033,306	83,578,520
当座預金	127,982	117,890
普通預金	23,715,992	24,233,902
貯蓄預金	167,190	173,024
通知預金	70,287	56,421
定期預金	51,829,418	51,977,548
定期積金	7,010,295	6,885,452
その他の預金	112,140	134,281
借入金	8,200,000	12,200,000
当座借越	8,200,000	12,200,000
その他負債	132,187	146,393
未決済為替借	7,934	9,845
未払費用	48,544	43,426
給付補填備金	12,743	12,396
未払法人税等	971	971
前受収益	16,110	15,640
払戻未済金	78	279
職員預り金	25,097	16,865
その他の負債	20,708	46,967
賞与引当金	53,537	48,650
退職給付引当金	98,250	91,254
役員退職慰労引当金	47,389	49,987
偶発損失引当金	3,338	2,896
睡眠預金払戻損失引当金	2,377	9,379
繰延税金負債	154,441	107,174
債務保証	3,281	9,024
負債の部合計	91,728,110	96,243,281
(純資産の部)		
出資金	549,505	554,065
普通出資金	549,505	554,065
利益剰余金	4,588,340	4,673,586
利益準備金	536,102	549,505
その他利益剰余金	4,052,238	4,124,080
特別積立金	3,815,000	3,915,000
当期末処分剰余金	237,238	209,080
組合員勘定合計	5,137,846	5,227,651
その他有価証券評価差額金	460,534	350,468
評価・換算差額等合計	460,534	350,468
純資産の部合計	5,598,380	5,578,120
負債及び純資産の部合計	97,326,491	101,821,401

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年	(左記の耐用年数に基づく償却率に160%を乗じた)
その他	3年～20年	償却率を使用しております。)
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
 全ての償却は、資産の自己査定基準に基づき、各店(営業関連部署)の協力の下審査部(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成28年3月31日現在)

年金資産の額	350,899 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	315,237 百万円
差引額	35,661 百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自平成27年4月 至 平成28年3月) 0.516%
 - 補足説明
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 27,132 百万円(及び別途積立金 62,794 百万円)である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 16 年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金 10 百万円を費用処理しております。
 なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
 また、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引でも、個々の資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 183 百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,194 百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は 32 百万円、延滞債権額は 1,522 百万円あります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の立退又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は 1 百万円あります。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 59 百万円あります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,614 百万円あります。
 なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、55 百万円あります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 13,434 百万円
担保資産に対応する債務	借入金 12,200 百万円

 上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 3,726 百万円を担保として提供しております。

- 出資1口(50円)当たりの純資産額は 503円38銭 です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
 当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。
 信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付けや自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会において、審議・報告を行っております。
 貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。
 また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、企業業績や信用情報また、時価の把握などを定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 市場リスクの管理
 当組合が保有する金融商品には、金利や価格、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク(市場リスク)があります。
 当組合では、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場リスクの管理は統合的リスク管理と合わせて行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR等のリスク指標を活用して、定期的にリスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果はALM委員会、理事会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
 当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
 当組合の「有価証券」のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年)で、「有価証券」以外のVaRはモンテカルロ法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成29年3月31日(当事業年度の決算日)現在の市場リスク量は全体で 624,539 千円です。
 また、当組合では、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものとして認識しております。
 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。
 なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項
 平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	37,542	37,604	62
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	25,197	25,197	—
	25,197	25,197	—
(3) 貸出金(*1)	37,335		
貸倒引当金(*2)	△ 1,040		
	36,295	37,207	912
金融資産計	99,035	100,010	974
(1) 預金積金(*1)	83,578	83,588	10
(2) 借入金(*1)	12,200	12,200	—
金融負債計	95,778	95,788	10

- (*1) 貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1) 金融商品の時価等の算定方法
- 金融資産
- (1) 預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- また、期限前償還条項付の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (2) 有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によ

ております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1)	21
その他の証券 (*1)	5
組 合 出 資 金 (*1) (*2)	200
合 計	227

(*1) 非上場株式、その他の証券、全信組連出資金については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	10,183 百万円	24,659 百万円	700 百万円	2,000 百万円
有価証券	930 百万円	6,300 百万円	11,849 百万円	3,800 百万円
満期保有目的の債券	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
その他の有価証券のうち満期があるもの	930 百万円	6,300 百万円	11,849 百万円	3,800 百万円
貸出金 (*)	2,433 百万円	4,896 百万円	5,493 百万円	23,029 百万円
合 計	13,547 百万円	35,855 百万円	18,043 百万円	28,829 百万円

(*) 貸出金のうち期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	75,199 百万円	8,378 百万円	— 百万円	— 百万円
借入金	12,200 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
合 計	87,399 百万円	8,378 百万円	— 百万円	— 百万円

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下30.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	16,342 百万円	15,751 百万円	590 百万円
国 債	99 百万円	99 百万円	0 百万円
地 方 債	3,095 百万円	2,965 百万円	130 百万円
社 債	13,147 百万円	12,687 百万円	460 百万円
そ の 他	2,897 百万円	2,841 百万円	55 百万円
小 計	19,239 百万円	18,593 百万円	646 百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	121 百万円	121 百万円	— 百万円
債 券	2,631 百万円	2,703 百万円	△72 百万円
国 債	556 百万円	604 百万円	△47 百万円
社 債	2,074 百万円	2,099 百万円	△25 百万円
そ の 他	3,232 百万円	3,322 百万円	△89 百万円
小 計	5,985 百万円	6,147 百万円	△161 百万円
合 計	25,225 百万円	24,740 百万円	484 百万円

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
	3,608 百万円	214 百万円	10 百万円
- 29. 保有目的を変更した有価証券は次のとおりであります。

当事業年度中に、従来満期保有目的で保有していた有価証券 3,942 百万円をその他有価証券に区分変更しております。これは、資金運用方針を変更したことに伴うものであります。この変更により、有価証券は 209 百万円増加し、繰延税金負債は 57 百万円増加し、その他有価証券評価差額金は 151 百万円増加しております。
- 30. その他有価証券のうち満期がある債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	293 百万円	3,469 百万円	11,819 百万円	3,092 百万円
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円	656 百万円
地 方 債	90 百万円	— 百万円	2,781 百万円	223 百万円
社 債	202 百万円	3,469 百万円	9,038 百万円	2,212 百万円
そ の 他	640 百万円	2,917 百万円	403 百万円	813 百万円
合 計	933 百万円	6,386 百万円	12,223 百万円	3,905 百万円
- 31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,723 百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 4,723 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度額超過額		253 百万円
貸出金償却 (有税分)		69
退職給付引当金損金算入限度額超過額		25
減価償却損金算入限度額超過額		90
役員退職慰労引当金		13
土地減損損失		74
繰越欠損金		35
その他		29
繰延税金資産小計		591
評価性引当額		△ 564
繰延税金資産合計		26
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		134 百万円
繰延税金負債合計		134
繰延税金負債の純額		107 百万円
- 33. (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する摘要指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
経常収益	1,392,132	1,334,328
資金運用収益	1,185,040	1,006,415
貸出金利息	697,302	698,387
預け金利息	121,542	82,300
有価証券利息配当金	357,650	217,727
その他の受入利息	8,545	8,000
役務取引等収益	50,960	52,276
受入為替手数料	19,969	19,835
その他の役務収益	30,991	32,440
その他業務収益	21,018	269,222
国債等債券売却益	12,868	214,544
国債等債券償還益	347	51,060
その他の業務収益	7,803	3,618
その他経常収益	135,112	6,414
貸倒引当金戻入益	8,655	—
償却債権取立益	905	71
その他の経常収益	125,551	6,342
経常費用	1,205,312	1,235,267
資金調達費用	59,125	41,789
預金利息	46,140	31,790
給付補填備金繰入額	8,148	7,081
借入金利息	4,565	2,665
その他の支払利息	270	252
役務取引等費用	83,915	86,647
支払為替手数料	10,338	10,702
その他の役務費用	73,576	75,944
その他業務費用	18,257	11,153
国債等債券売却損	18,249	11,145
その他の業務費用	8	7
経費	1,030,331	947,470
人件費	689,935	606,888
物件費	326,892	327,731
税金	13,503	12,850
その他経常費用	13,682	148,205
貸倒引当金繰入額	—	134,360
その他の経常費用	13,682	13,845
経常利益	186,819	99,061

科 目	平成27年度	平成28年度
特別利益	428	487
固定資産処分益	128	—
その他の特別利益	299	487
特別損失	9,731	2,242
固定資産処分損	1,234	672
減損損失	8,497	1,570
税引前当期純利益	177,516	97,306
法人税・住民税及び事業税	971	971
法人税等調整額	6,662	△ 5,182
法人税等合計	7,633	△ 4,211
当期純利益	169,883	101,517
繰越金(当期首残高)	67,355	107,563
当期末処分剰余金	237,238	209,080

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口(50円)当たりの当期純利益 9円 19銭
3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失(千円)
真岡市内	営業用店舗2カ店	土地	1,181
真岡市内	営業用店舗1カ店	建物	177
芳賀郡内	遊休	土地	212
合計			1,570

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損した営業用店舗は、継続的な地価の下落及び営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 1,358 千円を「減損損失」として特別損失に計上し、また芳賀支店の土地は店舗移転により遊休資産となり売却方針としたため、使用範囲又は方法について回収可能性を著しく低下させる変化が生じたこととなり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 212 千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算出しております。

経理・経営内容

■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
当期末処分剰余金	237,238	209,080
計	237,238	209,080
剰余金処分別	129,674	21,114
利益準備金	13,403	4,559
普通出資に対する配当金	16,271	16,555
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
特別積立金	100,000	—
繰越金(当期末残高)	107,563	187,966

■ 粗利益

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
資金運用収益	1,185,040	1,006,415
資金調達費用	59,125	41,789
資金運用収支	1,125,914	964,626
役員取引等収益	50,960	52,276
役員取引等費用	83,915	86,647
役員取引等収支	△ 32,954	△ 34,371
その他業務収益	21,018	269,222
その他業務費用	18,257	11,153
その他業務収支	2,761	258,068
業務粗利益	1,095,721	1,188,323
業務粗利益率	1.18%	1.21%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

■ 総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成27年度	平成28年度
総資産経常利益率	0.19	0.09
総資産当期純利益率	0.18	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成27年度	平成28年度
資金運用利回 (a)	1.28	1.03
資金調達原価率 (b)	1.15	1.04
資金利鞘 (a - b)	0.13	△ 0.01

■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	1,207,249	1,461,730	1,436,421	1,392,132	1,334,328
経常利益	△ 376,828	280,356	279,269	186,819	99,061
当期純利益	△ 393,758	228,649	273,724	169,883	101,517
預金積金残高	77,120,398	79,365,943	81,602,715	83,033,306	83,578,520
貸出金残高	28,096,104	29,219,330	32,776,240	35,004,466	37,335,485
有価証券残高	23,389,542	27,268,642	25,176,278	26,486,283	25,225,181
総資産額	83,835,299	86,744,045	89,450,916	97,326,491	101,821,401
純資産額	4,291,346	4,867,239	5,293,958	5,598,380	5,578,120
自己資本比率(単体)	12.38 %	12.33 %	12.61 %	12.74 %	12.13 %
出資総額	373,411	517,953	536,102	549,505	554,065
出資総口数	7,468 千口	10,359 千口	10,722 千口	10,990 千口	11,081 千口
出資に対する配当金	6,714	13,284	15,829	16,271	16,555
職員数	88 人	90 人	90 人	83 人	75 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
人件費	689,935	606,888
報酬給料手当	513,753	489,464
退職給付費用	52,839	48,108
その他	123,342	69,314
物件費	326,892	327,731
事務費	119,536	112,710
固定資産費	48,731	51,106
事業費	35,690	38,332
人事厚生費	11,458	10,812
有形固定資産償却	76,778	80,204
無形固定資産償却	892	—
その他	33,805	34,565
税金	13,503	12,850
経費合計	1,030,331	947,470

■ 役員取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
役員取引等収益	50,960	52,276
受入為替手数料	19,969	19,835
その他の受入手数料	30,991	32,440
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	83,915	86,647
支払為替手数料	10,338	10,702
その他の支払手数料	2,123	2,408
その他の役員取引等費用	71,453	73,536

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
受取利息の増減	△ 22,554	△ 178,625
支払利息の増減	716	△ 17,336

■ 業務純益・実質業務純益・コア業務純益

(単位:千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
業務純益	135,175	223,886
実質業務純益	135,175	256,781
コア業務純益	140,209	2,323

経理・経営内容

■ オフバランス取引の状況

(単位:千円)

項目	平成27年度		平成28年度	
	簿価又は 想定元本額	与信相当額	簿価又は 想定元本額	与信相当額
任意の時期に無条件で 取消可能又は自動的に 取消可能なコミットメント	4,831,524	—	4,723,285	—
原契約期間が1年超 のコミットメント	10,453	5,226	8,186	4,093
信用供与に直接的に 代替する偶発債務	3,281	3,281	9,024	9,024
うち借入金の保証	3,281	3,281	9,024	9,024
先物購入	4,260	4,260	20,389	20,389
派生商品取引	367,109	5,162	515,113	11,382
その他	—	—	—	—
合計	5,216,628	17,930	5,275,999	44,889

■ デリバティブ取引

保有する投資信託に内包されているもの以外は該当ありません

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用 勘定	27年度	92,202 百万円	1,185,040 千円	1.28%
	28年度	97,601	1,006,415	1.03
うち 貸出金	27年度	33,565	697,302	2.07
	28年度	35,611	698,387	1.96
うち 預け金	27年度	32,608	121,542	0.37
	28年度	36,492	82,300	0.22
うち 金融機関貸付等	27年度	432	5,609	1.29
	28年度	300	5,285	1.76
うち 有価証券	27年度	25,674	357,650	1.39
	28年度	25,297	217,727	0.86
資金調達 勘定	27年度	88,203	59,125	0.06
	28年度	93,562	41,789	0.04
うち 預金積金	27年度	83,542	54,289	0.06
	28年度	83,733	38,871	0.04
うち 譲渡性預金	27年度	—	—	—
	28年度	—	—	—
うち 借入金	27年度	4,633	4,565	0.09
	28年度	9,803	2,665	0.02

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(27年度16百万円、28年度16百万円)を控除して表示しております。

有価証券の時価等情報

■ 売買目的有価証券

該当事項なし

■ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

■ 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目	平成27年度			平成28年度		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	債券	1,701	1,913	212	—	—
	地方債	301	341	39	—	—
	社債	1,399	1,572	172	—	—
	その他	1,790	1,885	95	—	—
	小計	3,491	3,799	307	—	—
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	債券	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—
	その他	1,000	992	△7	—	—
	小計	1,000	992	△7	—	—
合計	4,491	4,792	300	—	—	

(注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2.「社債」には、公社公団債、事業債が含まれます。
3.上記の「その他」は、外国証券です。

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項目	平成27年度	平成28年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券	25	27
非上場株式	21	21
その他の証券	3	5

有価証券の時価等情報

■ その他有価証券

(単位:百万円)

項 目	平成27年度			平成28年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	
	債券	17,875	17,177	698	16,342	15,751	590
	国債	214	200	14	99	99	0
	地方債	3,015	2,882	133	3,095	2,965	130
	社債	14,645	14,094	550	13,147	12,687	460
	その他	1,823	1,802	21	2,897	2,841	55
小計	19,698	18,979	719	19,239	18,593	646	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21	21	—	121	121	—
	債券	292	300	△ 7	2,631	2,703	△ 72
	国債	—	—	—	556	604	△ 47
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	292	300	△ 7	2,074	2,099	△ 25
	その他	1,982	2,056	△ 74	3,232	3,322	△ 89
小計	2,296	2,378	△ 82	5,985	6,147	△ 161	
合計	21,994	21,357	636	25,225	24,740	484	

(注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2.「社債」には、政府保証債、公社団債、金融債、事業債が含まれます。
 3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

金 銭 の 信 託

■ 運用目的の金銭の信託

該当事項なし

■ 満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

■ その他の金銭の信託

該当事項なし

■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	12	214
国債等債券償還益	0	51
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7	3
その他業務収益合計	21	269

■ 預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	平成27年度	平成28年度	
預貸率	(期 末)	42.15	44.67
	(期中平均)	40.17	42.52
預証率	(期 末)	31.89	30.18
	(期中平均)	30.73	30.21

(注) 1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2.預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
1店舗当りの預金残高	13,838	13,929
1店舗当りの貸出金残高	5,834	6,222

■ 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
職員1人当りの預金残高	1,000	1,114
職員1人当りの貸出金残高	421	497

資金調達

■ 預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	23,886	28.6	24,599	29.4
定期性預金	59,656	71.4	59,134	70.6
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	83,542	100.0	83,733	100.0

■ 預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度末		平成28年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	74,781	90.1	75,809	90.7
法人	8,251	9.9	7,769	9.3
一般法人	7,238	8.7	7,173	8.6
金融機関	23	0.0	46	0.0
公金	989	1.2	549	0.7
合計	83,033	100.0	83,578	100.0

■ 組合員・組合員外別預金内訳の推移

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組合員預金	58,112	70.0	59,228	70.9
組合員外預金	24,919	30.0	24,349	29.1
合計	83,033	100.0	83,578	100.0

■ 定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
固定金利定期預金	51,216	51,415
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	612	561
合計	51,829	51,977

■ 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	平成27年度末	平成28年度末
財形貯蓄残高	31	32

資金運用

■ 貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	76	0.2	77	0.2
手形貸付	2,585	7.7	3,038	8.5
証書貸付	29,544	88.0	31,029	87.2
当座貸越	1,359	4.1	1,465	4.1
合計	33,566	100.0	35,611	100.0

■ 貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
固定金利貸出	11,819	11,927
変動金利貸出	23,185	25,407
合計	35,004	37,335

■ 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	平成27年度末		平成28年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	1,545	4.4	1,661	4.5
農業、林業	1,015	2.9	1,011	2.7
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	4,390	12.5	5,101	13.7
電気、ガス、熱供給、水道業	444	1.3	762	2.0
情報通信業	11	0.0	19	0.1
運輸業、郵便業	1,339	3.8	1,385	3.7
卸売業、小売業	2,644	7.6	2,613	7.0
金融業、保険業	309	0.9	309	0.8
不動産業	4,918	14.1	5,425	14.5
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	642	1.8	652	1.8
飲食業	355	1.0	381	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	1	0.0	0	0.0
教育、学習支援業	83	0.2	194	0.5
医療、福祉	767	2.2	739	2.0
その他のサービス	3,320	9.5	3,366	9.0
その他の産業	662	1.9	670	1.8
小計	22,452	64.1	24,295	65.1
国・地方公共団体等	551	1.6	428	1.1
個人(住宅消費・税金等)	12,000	34.3	12,612	33.8
合計	35,004	100.0	37,335	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	200	0.8	558	2.2
地方債	3,104	12.1	3,118	12.3
短期社債	—	—	—	—
社債	15,723	61.2	15,489	61.2
株式	20	0.1	39	0.2
外国証券	5,624	21.9	4,799	19.0
その他の証券	1,002	3.9	1,292	5.1
合計	25,674	100.0	25,297	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	平成27年度末	—	—
	平成28年度末	—	—	—	656
地方債	平成27年度末	—	110	2,684	523
	平成28年度末	90	—	2,781	223
短期社債	平成27年度末	—	—	—	—
	平成28年度末	—	—	—	—
社債	平成27年度末	902	3,366	8,919	3,148
	平成28年度末	202	3,469	9,038	2,212
株式	平成27年度末	—	—	—	—
	平成28年度末	—	—	—	—
外国証券	平成27年度末	1,003	3,142	403	950
	平成28年度末	640	2,917	403	813
その他の証券	平成27年度末	—	—	—	—
	平成28年度末	—	—	—	—
合計	平成27年度末	1,905	6,618	12,220	4,622
	平成28年度末	933	6,386	12,223	3,905

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度末		平成28年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,317	15.1	1,353	15.3
住宅ローン	7,412	84.9	7,477	84.7
合計	8,729	100.0	8,831	100.0

資金運用

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位:百万円、%)

区 分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成27年度末	1,111	3.2	—
	平成28年度末	1,009	2.7	—
有価証券	平成27年度末	14	0.1	—
	平成28年度末	9	0.0	—
動産	平成27年度末	—	—	—
	平成28年度末	—	—	—
不動産	平成27年度末	16,113	46.0	0
	平成28年度末	17,592	47.1	—
その他	平成27年度末	—	—	—
	平成28年度末	—	—	—
小計	平成27年度末	17,240	49.3	0
	平成28年度末	18,611	49.8	—
信用保証協会・信用保険	平成27年度末	4,670	13.3	—
	平成28年度末	4,673	12.5	—
保証	平成27年度末	9,724	27.8	3
	平成28年度末	10,486	28.1	9
信用	平成27年度末	3,368	9.6	—
	平成28年度末	3,564	9.6	—
合計	平成27年度末	35,004	100.0	3
	平成28年度末	37,335	100.0	9

偶発損失引当金 (単位:百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
偶発損失引当金	3	2

組合員・組合員外別貸出金内訳の推移 (単位:百万円、%)

区 分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
組合員貸出	34,216	97.7	36,606	98.0
組合員外貸出	788	2.3	728	2.0
合計	35,004	100.0	37,335	100.0

貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

区 分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	12,703	36.3	12,649	33.9
設備資金	22,300	63.7	24,686	66.1
合計	35,004	100.0	37,335	100.0

貸出金償却額 (単位:百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成27年度	87	32	—	87	32
	平成28年度	32	65	—	32	65
個別貸倒引当金	平成27年度	857	878	25	831	878
	平成28年度	878	974	5	873	974
貸倒引当金合計	平成27年度	945	910	25	919	910
	平成28年度	910	1,040	5	905	1,040

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金」に係る引当は行っておりません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 (単位:百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年度	1,100	275	825	1,100	100.0	100.0
	平成28年度	1,256	336	919	1,256	100.0	100.0
危険債権	平成27年度	305	199	52	252	82.7	50.0
	平成28年度	298	188	55	243	81.5	50.0
要管理債権	平成27年度	76	23	0	23	30.9	0.3
	平成28年度	60	1	4	6	10.1	8.2
不良債権計	平成27年度	1,482	498	878	1,377	92.8	89.2
	平成28年度	1,615	526	979	1,506	93.2	89.9
正常債権	平成27年度	33,552	—	—	—	—	—
	平成28年度	35,757	—	—	—	—	—
合計	平成27年度	35,035	—	—	—	—	—
	平成28年度	37,372	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、[3か月以上延滞債権]及び[貸出条件緩和債権]に該当する貸出債権です。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額 (単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)
破綻先債権	平成27年度	56	18	38	100.0
	平成28年度	32	4	27	100.0
延滞債権	平成27年度	1,349	456	840	96.0
	平成28年度	1,522	519	947	96.3
3か月以上延滞債権	平成27年度	22	10	0	49.8
	平成28年度	1	1	0	108.0
貸出条件緩和債権	平成27年度	54	12	0	23.3
	平成28年度	59	0	4	8.0
合計	平成27年度	1,482	498	878	92.8
	平成28年度	1,614	525	979	93.2

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの未収利息不計上貸出金です。
 3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
 5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7. 「保全率(B+C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
 8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

経営内容

■ 当組合の自己資本の充実状況等について

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目(1)で構成されており、平成28年度末の自己資本の額5,275百万円のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預かりしている普通出資金554百万円が該当します。期限付劣後債務、期限付優先出資等による調達は行っておりません。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成27年度	経過措置による不算入額	平成28年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,121,574		5,211,096	
うち、出資金及び資本剰余金の額	549,505		554,065	
うち、利益剰余金の額	4,588,340		4,673,586	
うち、外部流出予定額(△)	16,271		16,555	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	32,374		65,269	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	32,374		65,269	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,153,948		5,276,365	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	746	1,119	1,119	746
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	746	1,119	1,119	746
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	746		1,119	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,153,202		5,275,246	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	38,329,558		41,472,985	
資産(オン・バランス)項目	38,315,067		41,451,605	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 900,182		△ 900,533	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,119		746	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 901,302		△ 901,279	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	13,328		18,333	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,142		3,043	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	20		3	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,114,301		1,997,324	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	40,443,860		43,470,309	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.74%		12.13%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことコア資本比率についても、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分に確保しております。また当組合は、各エクスポージャーが一部分に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げが第一と考えております。また収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定しており、実現性の高いものとなっております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	38,329	1,533	41,472	1,658
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	39,228	1,569	42,370	1,694
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	33	1	38	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	11	0	17	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	40	1	20	0
我が国の政府関係機関向け	261	10	212	8
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,622	264	6,271	250
法人等向け	15,243	609	16,363	654
中小企業等向け及び個人向け	7,383	295	8,033	321
抵当権付住宅ローン	1,857	74	1,858	74
不動産取得等事業向け	3,573	142	4,145	165
三月以上延滞等	133	5	218	8
取立未済手形	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	362	14	369	14
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	464	18	565	22
(うち出資等のエクスポージャー)	464	18	565	22
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	3,238	129	4,256	170
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	1,502	60	2,252	90
(うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー)	200	8	200	8
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	55	2	68	2
(うち右記以外のエクスポージャー)	1,480	59	1,735	69
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 (オリジネーターの場合)	—	—	—	—
うち再証券化	—	—	—	—
証券化 (オリジネーター以外の場合)	—	—	—	—
うち再証券化	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 901	△ 36	△ 901	△ 36
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1	0	3	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	2,114	84	1,997	79
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	40,443	1,617	43,470	1,738

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び引当割合動案前の段階でリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

■ 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ取引		その他			
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
国内	94,399	99,317	35,910	38,346	20,580	19,105	—	—	37,908	41,864	721	961
国外	4,094	4,094	—	—	4,094	4,094	—	—	—	—	—	—
地域別合計	98,493	103,411	35,910	38,346	24,674	23,200	—	—	37,908	41,864	721	961
製造業	2,296	2,583	1,494	1,683	801	900	—	—	—	—	13	146
農業、林業	1,161	1,155	1,161	1,155	—	—	—	—	—	—	14	13
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	5,380	5,999	4,980	5,699	400	300	—	—	—	—	14	118
電気、ガス、熱供給、水道業	5,355	5,767	444	762	4,911	5,005	—	—	—	—	—	—
情報通信業	213	321	12	20	200	300	—	—	0	0	—	1
運輸業、郵便業	2,616	2,757	1,411	1,451	1,200	1,300	—	—	5	5	11	11
卸売業、小売業	3,204	3,080	2,904	2,879	300	200	—	—	0	0	119	127
金融業、保険業	42,693	45,110	311	310	8,099	6,947	—	—	34,282	37,852	—	—
不動産業	6,182	6,694	5,081	5,594	1,100	1,100	—	—	—	—	61	60
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	642	653	642	653	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	603	647	603	647	—	—	—	—	—	—	19	8
生活関連サービス業、娯楽業	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	0	0
教育、学習支援業	83	194	83	194	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	767	739	767	739	—	—	—	—	—	—	—	2
その他のサービス	3,992	4,027	3,990	4,025	—	—	—	—	2	2	304	294
その他の産業	662	670	662	670	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	8,235	7,580	551	428	7,661	7,145	—	—	22	6	—	—
個人	10,805	11,428	10,805	11,428	—	—	—	—	—	—	162	175
その他	3,595	3,997	—	—	—	—	—	—	3,595	3,997	—	—
業種別合計	98,493	103,411	35,910	38,346	24,674	23,200	—	—	37,908	41,864	721	961
1年以下	15,927	15,548	2,413	2,433	2,100	931	—	—	11,413	12,183	—	—
1年超3年以下	11,757	17,850	2,003	2,014	1,953	2,602	—	—	7,800	13,234	—	—
3年超5年以下	21,021	18,011	2,760	2,882	4,402	3,704	—	—	13,859	11,425	—	—
5年超7年以下	4,381	6,706	2,114	2,259	2,267	4,447	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	13,403	11,345	3,210	3,234	9,493	7,411	—	—	700	700	—	—
10年超	25,679	28,833	20,922	23,029	4,457	3,803	—	—	300	2,000	—	—
期間の定めのないもの	6,322	5,115	2,485	2,493	—	300	—	—	3,836	2,322	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	98,493	103,411	35,910	38,346	24,674	23,200	—	—	37,908	41,864	—	—

- (注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.30の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

経営内容

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
製造業	16	27	27	112	—	5	16	22	27	112	—	—
農業、林業	14	17	17	16	—	—	14	17	17	16	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	82	82	82	81	18	—	63	82	82	81	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	11	22	22	22	—	—	11	22	22	22	—	—
卸売業、小売業	140	111	111	119	6	—	133	111	111	119	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	158	158	158	158	—	—	158	158	158	158	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	10	10	10	10	—	—	10	10	10	10	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	284	299	299	298	0	—	283	299	299	298	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	137	145	145	153	—	—	137	145	145	153	—	—
合計	857	878	878	974	25	5	831	873	878	974	—	—

(注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成27年度		平成28年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	4,784	9,941	4,959	13,577
10%	3,000	3,907	2,301	3,926
20%	7,743	25,876	6,568	25,345
35%	—	5,314	—	5,308
50%	8,638	1,386	8,727	1,696
75%	—	6,185	—	6,764
100%	1,382	19,996	1,585	21,995
150%	—	34	—	43
350%	—	—	—	—
その他	300	5	600	11
自己資本控除	—	—	—	—
合計	25,849	72,644	24,741	78,669

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ア. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合は「標準的手法」を採用するにあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス

経営内容

信用リスク削減手法に関する事項

《信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー》

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,150	1,058	1,276	1,176	—	—
① ソブリン向け	12	12	1,276	1,176	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	263	269	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	676	594	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	8	—	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	7	6	—	—	—	—
⑦ 3ヵ月以上延滞等	2	1	—	—	—	—
⑧ 上記以外	180	172	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
3. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

1. 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、組合が定める規定等により適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「取引約定書」や規定等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引は保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

●与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

●取引相手のリスクの状況

(単位:千円)

項 目	平成27年度		平成28年度	
	簿価 想定元本額	又は 与信相当額	簿価 想定元本額	又は 与信相当額
派生商品取引合計	367,109	5,162	515,113	11,382
(i)外為関連取引	288,875	5,162	499,917	11,382
(ii)金利関連取引	78,234	—	15,195	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	367,109	5,162	515,113	11,382

(注)上記計上額は投資信託に内包されているものとなっており、それ以外に残高はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

経営内容

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,118	1,118	1,477	1,477
合計	1,118	1,118	1,477	1,477

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
売却益	96	—
売却損	17	0
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
評価損益	△ 56	△ 63

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

ア. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

上場株式、非上場株式、投資信託等が該当し、これらのリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、財務諸表や運用報告書を基に定期的にモニタリングを実施、運用状況等必要に応じて運用会議で報告、ALM委員会で投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「有価証券等運用規定」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■ 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義しております。具体的には、組合が定める「リスク管理規程・リスク管理要領」に則り、リスク管理部署が、BPV、VaR、アウトライアー基準(パーセントイル値)のリスク指標を活用して金利リスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。

管理方法としては、リスクリミット、ポジション枠等を設定し管理しています。このように、当組合では将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム、証券会社で構築した有価証券管理システムの両方を用いて、BPV、VaR、アウトライアー基準により金利リスクを計測しております。

- ・BPV(100BPV)・・・市場金利が1%上昇(平行移動)した時の現在価値変動額
- ・VaR(バリュー・アット・リスク)・・・過去のデータを使って(観測期間)、一定の期間に(保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間)、最大の損失額
- ・アウトライアー基準(%タイル値)・・・一定の金利ショックを想定した場合の現在価値変動額

*100BPV	・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
	・計測頻度 月次(前月末基準)
*VaR	・算出前提 保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 1年間
	・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
	・計測頻度 月次(前月末基準)
*アウトライアー基準	
	・計測手法 金利リスク・ラダー方式、ギャップ分析手法 (保有する資産・負債の満期を基準にして、満期が同一期間帯において資産・負債の額のギャップ(どちらがどれだけ上回っているか)を把握し、金利改定スケジュールによる金利シナリオを設定して、リスクを把握する)
	・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
	・コア預金 流動性預金の現残高の50%相当額 (①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額 以上3つのうち最小の額を上限とする)
	・金利ショック幅 99%タイル及び1%タイル
	・計測頻度 月次(前月末基準)

アウトライアー基準 金利リスク量 (単位：百万円)

区 分	運用勘定		調達勘定	
	平成28年3月末	平成29年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末
貸出金	90	114	定期性預金	13
有価証券	368	359	要求払預金	6
預け金	26	175	その他	0
その他	0	0	調達勘定合計	19
運用勘定合計	485	650		130

区 分	平成28年3月末	平成29年3月末
銀行勘定の金利リスク	465	520
アウトライアー比率(%)	9.023%	9.857%

証券業務

■ 公共債窓販売実績

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
国債	3	1

(注)個人向け国債のみ取扱っており、新型窓口販売方式国債、地方債、政府保証債は取扱っておりません。

その他業務

■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

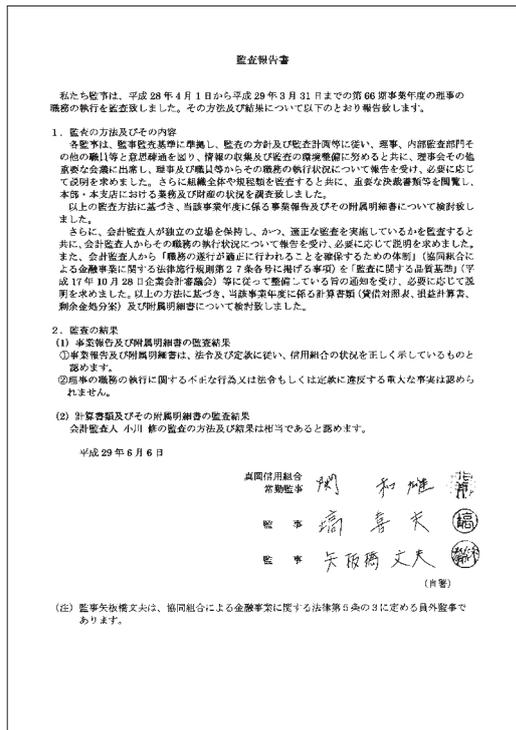
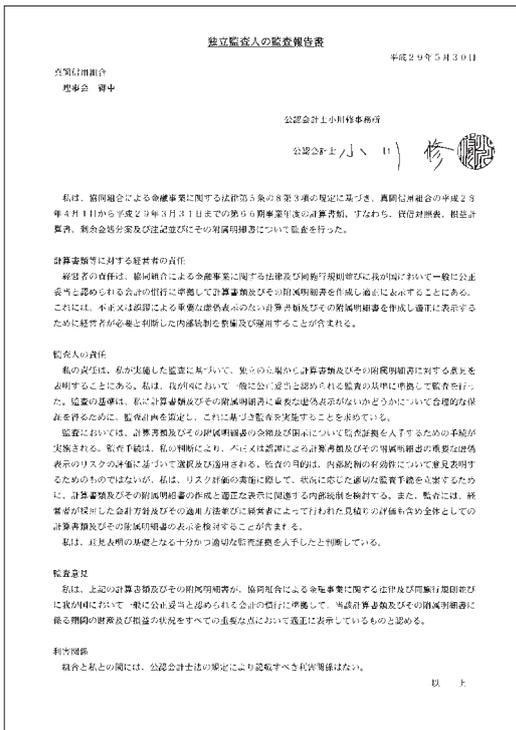
私は当組合の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第66期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成29年6月27日
真岡信用組合

理事長 塚田 義孝

■ 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「公認会計士小川修事務所」の監査を受けております。

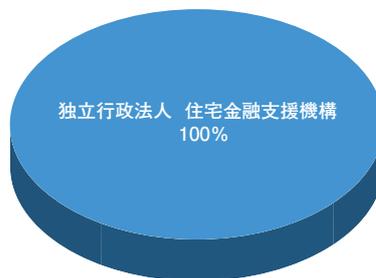


■ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	797	660
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合計	797	660

平成28年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



■ 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区分	平成27年度				平成28年度			
	他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分		他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
振込	27,332	28,991	52,966	26,689	27,042	28,130	54,700	23,714
送金	—	—	—	—	—	—	—	—
代金取立	43	13	67	56	37	14	65	59
雑為替	1,652	1,009	330	537	1,632	1,009	800	696
合計	29,027	30,014	53,363	27,283	28,711	29,153	55,565	24,469

その他業務

各種手数料一覧

(平成29年4月3日現在)

○発行手数料

証 明 書	残高証明書 (1通につき)	都 度 発 行	324円
		継 続 発 行	324円
		手 書 き 発 行	1,080円
		制 定 外 用 紙 発 行	1,080円
		英 文 発 行	540円
		会 計 監 査 人 制 定 用 紙	3,240円
融 資 証 明	住宅取得控除証明書(1通につき)	540円	
	利息証明書(1通につき)	324円	
当 座 勘 定	非 事 業 性 資 金	2,160円	
	事 業 性 資 金	3,240円	
	小 切 手 帳 発 行 (1冊50枚)	1,296円	
	約束手形帳発行(1冊50枚)	1,620円	
新 規	預金小切手発行(1枚につき)	540円	
	マル専当座取扱手数料(割販通知書1通あたり)	3,240円	
	マル専手形発行手数料(1枚につき)	540円	
	磁気キャッシュカード(代理人カード)	864円	
再 発 行	ICキャッシュカード(代理人カード含)	1,080円	
	通 帳 ・ 証 書	864円	
	磁気キャッシュカード・貸金庫カード	864円	
ICキャッシュカード・ローンカード		1,080円	
株式払込委託手数料		10,800円	

○融資関連手数料

事 務 手 数 料	フリー・その他消費ローン	3,240円	
	カーライフ・奨学ローン	1,620円	
	カーライフ・奨学ローン(保証料一括払商品)	1,620円	
	条件変更手数料 ※事業性融資含む、上記保証料先払商品は除く	3,240円	
	保証協会付融資手数料(新規実行時)	1,080円	
カードローン発行手数料	無料		
不 調 動 査 産 手 担 数	事 業 性	設 定	10,800円
		変 更	
		一 部 解 除	5,400円
	非 事 業 性	設 定	16,200円
		変 更	10,800円
		一 部 解 除	5,400円
保 料	※上記とは別に登記費用が必要となります。		
動産担保事務取扱手数料		10,800円	
住 宅 ロ ー ン 関 連	新規取扱手数料(プロバリアフォームローン含)	5,400円	
	保証会社事務取扱手数料	54,000円	
	(新規取扱時)	108,000円	
	住宅ローン	108,000円	
	アパートローン	216,000円	
	残高500万円未満	216,000円	
	全額繰上返済手数料	32,400円	
	残高500万円以上 1,000万円未満	32,400円	
一部繰上返済手数料	5,400円		
固定金利選択手数料	43,200円		
残高1,000万円以上	43,200円		
変動金利から固定金利に変更時	5,400円		
※再度固定金利を選択時	5,400円		

○ATM利用手数料

○当組合ATM利用					
	ご 利 用 時 間	当 組 合 カ ー ド		他 行 カ ー ド	
		預 入	引 出	預 入	引 出
平 日	8:45 ~ 18:00	無料		108円	108円
	18:00 ~ 19:00	無料		216円	216円
土 曜	9:00 ~ 14:00	無料		108円	108円
	14:00 ~ 17:00	無料		216円	216円
日 曜 祝 日	9:00 ~ 17:00	無料		216円	216円
※日曜稼働店舗:本店・益子支店・芳賀支店・長田支店・荒町支店 ※祝日稼働店舗:本店・芳賀支店・長田支店・荒町支店					

○セブン銀行ATM利用

○セブン銀行ATM利用			
	ご 利 用 時 間	預 入	引 出
平 日	0:00 ~ 8:45	108円	108円
	8:45 ~ 18:00	無料	無料
	18:00 ~ 24:00	108円	108円
土 曜	0:00 ~ 9:00	108円	108円
	9:00 ~ 14:00	無料	無料
日 曜・祝 日	14:00 ~ 24:00	108円	108円
	0:00 ~ 24:00	108円	108円

○貸金庫・夜間金庫使用料

貸 金 庫	本	店	七 井 支 店	荒 町 支 店
	小	12,960円	7,560円	
	中	16,200円	9,720円	19,440円
	大	21,600円	15,120円	25,920円
※荒町支店は全自動貸金庫となります。				
夜 間 金 庫	本店・益子支店・七井支店・芳賀支店・長田支店・荒町支店			12,960円

○個人情報開示

個人データ通知手数料(1通につき)	1,080円
-------------------	--------

○円貨両替手数料

両 替 枚 数	1枚~100枚	101枚~500枚	501枚~1,000枚	1,001枚以上
手 数 料	無料	216円	432円	648円

○内国為替手数料

窓 口 振 込	5万円未満	当組合宛	自店宛	108円	
		他行宛	本店宛	216円	
5万円以上	当組合宛	自店宛	324円		
	他行宛	本店宛	324円		
5万円以上	当組合宛	自店宛	756円		
	他行宛	本店宛	756円		
A T M 振 込	現 金	5万円未満	当組合宛	自店宛	108円
			他行宛	本店宛	432円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	108円
			他行宛	本店宛	216円
	組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本店宛	無料
		5万円以上	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本店宛	540円
	非 組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本店宛	108円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	432円
			他行宛	本店宛	432円
他 行 カ ッ シ ュ カ ー ド	5万円未満	当組合宛	自店宛	108円	
		他行宛	本店宛	108円	
	5万円以上	当組合宛	自店宛	216円	
		他行宛	本店宛	648円	
送 金		当組合本店宛	※取扱いは地方公共団体に 限ります。	無料	
		他 行 宛		648円	
自 動 送 金	組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本店宛	324円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本店宛	540円
	非 組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本店宛	108円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	432円
			他行宛	本店宛	432円
代 金 取 立	他 行 取 立	個 別 取 立	864円		
		集 中 取 立	648円		
	当 組 合 取 立	自 店 内	無料		
		本 支 店 間	216円		
		交換取立	216円		
		他行の通帳・証書等取立	864円		
		不渡手形等の返却	864円		
		取立手形等の組戻	864円		
		振込・送金の組戻	864円		
		振込訂正手数料	108円		

○インターネットバンキング

振 込	組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本店宛	216円
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
		他行宛	本店宛	324円	
振 替	非 組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本店宛	108円
	5万円以上	当組合宛	自店宛	324円	
		他行宛	本店宛	540円	
総 合 振 込	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料	
		他行宛	本店宛	216円	
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
		他行宛	本店宛	324円	

契約手数料(初期費用)		無料
月額基本料金	個人	無料
	法人 個人事業主	照会・振込・振替 照会・振込・振替・デ ータ伝送(総合振込・給 与賞振込・口座振替)

※各種手数料は、消費税を含んだ表示となります。

その他業務

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国

送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 保険窓販業務

個人年金保険、住宅ローン関連の長期火災保険、8大疾病補償付債務返済支援保険、自動車保険、傷害保険、医療保険、がん保険を取扱っております。

H. 国債窓販業務

個人向け国債の募集の取り扱いを行っております。

I. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

J. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

K. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、㈱日本政策金融公庫、

(㊦) 商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ニ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ホ) 保護預り及び貸金庫業務

■ 店舗一覧

金融機関コード：2122

(平成29年6月末現在)

店舗コード	店名	住所	電話番号	FAX番号	ATM
002	本店営業部	〒321-4361 栃木県真岡市並木町1-13-1	0285-82-3401	0285-84-7007	2台
003	益子支店	〒321-4217 栃木県芳賀郡益子町益子1711-4	0285-72-3221	0285-72-4571	2台
004	七井支店	〒321-4104 栃木県芳賀郡益子町大沢19-1	0285-72-2503	0285-72-6615	2台
005	芳賀支店	〒321-3307 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南3-8-1	028-677-0138	028-677-3934	2台
006	長田支店	〒321-4364 栃木県真岡市長田187-5	0285-82-6311	0285-82-6882	1台
007	荒町支店	〒321-4305 栃木県真岡市荒町1080-1	0285-85-0800	0285-85-0805	2台

店舗のご案内



本店



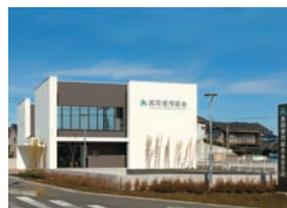
益子支店



七井支店



芳賀支店



長田支店



荒町支店

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

<p>■ ごあいさつ…………… 2</p> <p>【概況・組織】</p> <p>1. 事業方針…………… 10</p> <p>2. 事業の組織 *…………… 4</p> <p>3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *… 4</p> <p>4. 会計監査人の氏名又は名称 *…………… 4</p> <p>5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *…………… 39</p> <p>6. 自動機器設置状況…………… 39</p> <p>7. 地区一覧…………… 4</p> <p>8. 組合員数…………… 10</p> <p>9. 子会社の状況…………… 該当なし</p> <p>【主要事業内容】</p> <p>10. 主要な事業の内容 *…………… 39</p> <p>11. 信用組合の代理業者 *…………… 取扱いなし</p> <p>【業務に関する事項】</p> <p>12. 事業の概況 *…………… 10.11.12.13</p> <p>13. 経常収益 *…………… 26</p> <p>14. 業務純益…………… 26</p> <p>15. 経常利益(損失) *…………… 26</p> <p>16. 当期純利益(損失) *…………… 26</p> <p>17. 出資総額、出資総口数 *…………… 26</p> <p>18. 純資産額 *…………… 26</p> <p>19. 総資産額 *…………… 26</p> <p>20. 預金積金残高 *…………… 26</p> <p>21. 貸出金残高 *…………… 26</p> <p>22. 有価証券残高 *…………… 26</p> <p>23. 単体自己資本比率 *…………… 26</p> <p>24. 出資配当金 *…………… 26</p> <p>25. 職員数 *…………… 26</p> <p>【主要業務に関する指標】</p> <p>26. 業務粗利益及び業務粗利益率 *…………… 26</p> <p>27. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 *… 26</p> <p>28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *… 26.27</p> <p>29. 受取利息、支払利息の増減 *…………… 26</p>	<p>30. 役員取引の状況…………… 26</p> <p>31. その他業務収益の内訳…………… 28</p> <p>32. 経費の内訳…………… 26</p> <p>33. 総資産経常利益率 *…………… 26</p> <p>34. 総資産当期純利益率 *…………… 26</p> <p>【預金に関する指標】</p> <p>35. 預金種目別平均残高 *…………… 29</p> <p>36. 預金者別預金残高…………… 29</p> <p>37. 財形貯蓄残高…………… 29</p> <p>38. 職員1人当り預金残高…………… 28</p> <p>39. 1店舗当り預金残高…………… 28</p> <p>40. 定期預金種類別残高 *…………… 29</p> <p>【貸出金等に関する指標】</p> <p>41. 貸出金種類別平均残高 *…………… 29</p> <p>42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *… 30</p> <p>43. 貸出金金利区分別残高 *…………… 29</p> <p>44. 貸出金使途別残高 *…………… 30</p> <p>45. 貸出金業種別残高・構成比 *…………… 29</p> <p>46. 預貸率(期末・期中平均) *…………… 28</p> <p>47. 消費者ローン・住宅ローン残高…………… 29</p> <p>48. 代理貸付残高の内訳…………… 37</p> <p>49. 職員1人当り貸出金残高…………… 28</p> <p>50. 1店舗当り貸出金残高…………… 28</p> <p>【有価証券に関する指標】</p> <p>51. 商品有価証券の種類別平均残高 *… 取扱いなし</p> <p>52. 有価証券の種類別平均残高 *…………… 29</p> <p>53. 有価証券種類別残存期間別残高 *…………… 29</p> <p>54. 預証率(期末・期中平均) *…………… 28</p> <p>【経営管理体制に関する事項】</p> <p>55. 法令遵守の体制 *…………… 16</p> <p>56. リスク管理体制 *…………… 30~36</p> <p>57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *… 19</p> <p>【財産の状況】</p> <p>58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 *… 22~26</p>	<p>59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *… 30</p> <p>(1) 破綻先債権</p> <p>(2) 延滞債権</p> <p>(3) 3か月以上延滞債権</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権</p> <p>60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *… 30</p> <p>61. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細) *… 31</p> <p>62. 有価証券、金銭の信託等の評価 *…………… 27.28</p> <p>63. 外貨建資産残高…………… 取扱いなし</p> <p>64. オフバランス取引の状況…………… 27</p> <p>65. 先物取引の時価情報…………… 取扱いなし</p> <p>66. オプション取引の時価情報…………… 取扱いなし</p> <p>67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *… 30</p> <p>68. 貸出金償却の額 *…………… 30</p> <p>69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について *… 37</p> <p>70. 会計監査人による監査 *…………… 37</p> <p>【その他の業務】</p> <p>71. 内国為替取扱実績…………… 37</p> <p>72. 外国為替取扱実績…………… 取扱いなし</p> <p>73. 公共債還本実績…………… 36</p> <p>74. 公共債引受額…………… 取扱いなし</p> <p>75. 手数料一覧…………… 38</p> <p>【その他】</p> <p>76. トピックス…………… 3</p> <p>77. 当組合の考え方…………… 10</p> <p>78. 沿革・歩み…………… 4</p> <p>79. 継続企業の前提の重要な疑義 *…………… 該当なし</p> <p>80. 総代会について *… 5.6</p> <p>81. 報酬体系について *… 18</p> <p>【地域貢献に関する事項】</p> <p>82. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) *… 7~9</p> <p>83. 地域密着型金融の取組み状況 *… 20</p> <p>84. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 *… 20.21</p> <p>85. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について *… 21</p>
---	---	--

いちばん身近な
コミュニティバンクです



〒321-4361 栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
TEL : 0285-82-3496 FAX : 0285-83-5155
Eメール : moka2122@eos.ocn.ne.jp
ホームページ : <http://www.moka.shinkumi.jp/>